

## 登録規程

1. 本会が主催又は主管する競技会並びに研修会及び講習会に参加する者は、（公財）日本卓球協会に登録すること。
2. 山梨県卓球協会から登録できる者は、居住地、勤務地、在学校の所在地が山梨県内にあること。
3. 登録は、毎年（公財）日本卓球協会の登録ホームページから6月20日までにを行うものとし、追加又は変更がある場合は、その都度手続きをしなければならない。
4. 登録は、団体登録と個人登録とする。
5. 団体登録の区分は
  - (1) 一般（社会人・レディース・ラージボール・中学生・小学生以下・役職員）
  - (2) 日学連（大学校）
  - (3) 高体連（高等学校）
  - (4) 中体連（中学校）とする。
6. 個人登録の種別は、
  - 第1種 一般選手（社会人・レディース・ラージボール・日学連、高体連に所属しない大学生、高校生）
  - 第2種 日学連選手
  - 第3種 高体連選手
  - 第4種 中学生選手
  - 第5種 小学生以下選手
  - 第6種 教職員選手
  - 第8種 役職員（役職員・教職員・監督・コーチ・部長・アドバイザー）とする。
7. 登録料は、
  - 1 団体登録は1団体につき 2,000円
  - 2 個人登録は1人につき、
    - 第1種 一般選手 2,000円（内訳：日卓協 1,500円、県卓協 500円）
    - 第2種 日学連選手 1,500円（内訳：日卓協 1,100円、県卓協 400円）
    - 第3種 高体連選手 1,000円（内訳：日卓協 900円、県卓協 100円）
    - 第4種 中学生選手 800円（内訳：日卓協 700円、県卓協100円）
    - 第5種 小学生以下 800円（内訳：日卓協 700円、県卓協100円）
    - 第6種 教職員選手 2,000円（内訳：日卓協 1,500円、県卓協 500円）
    - 第8種 役員 1,500円（内訳：日卓協 1,500円）とする。

（中学生は中学校とクラブの2重登録が出来る。役員は選手または他の役員と重ねて登録できる。ただしそれぞれの登録料を支払うこと）
8. 登録者には、居住地、宿泊地から会場まで、及び会場内で発生した傷害、疾病については見舞金が支払われる。
9. 一般、日学連、高体連、中体連の登録規定も上記に準ずる。